

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成3年7月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、平成3年9月及び同年10月は22万円、4年10月から6年1月までは18万円、同年4月から同年9月までは26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成3年9月、同年10月、4年10月から6年1月まで、及び同年4月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月1日から同年8月1日まで
② 平成3年8月1日から10年2月28日まで
③ 平成10年2月28日から同年3月1日まで

私が勤務していた時の給与明細書から保険料が79月分控除されているが、加入記録は78月分となっているので、申立期間①又は③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う額よりも低くなっている月がある。給与明細書があるので、申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA事業所における平成3年7月

分の給与明細書から、申立人が同事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

さらに、オンライン記録によれば、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いが、オンライン記録から推認できる当時の状況等により、5人以上の従業員が常時勤務していたことがうかがえることから、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は平成3年8月1日に新規に厚生年金保険の適用事業所となっているため、事業所から申立人に係る被保険者資格に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成3年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された給与明細書から、平成3年9月、同年10月、4年10月から6年1月まで、及び同年4月から同年9月までの各月に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び総支給額から、申立期間②のうち、平成3年9月及び同年10月は22万円、4年10月から6年1月までは18万円、及び同年4月から同年9月までは26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成3年8月、同年11月から4年9月まで、6年2月、同年3月、及び同年10月から10年1月までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与

支払明細書において確認できる保険料控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人がB社(A事業所から名称変更)に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は平成10年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、10年2月分給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から③までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、申立人の申立期間④における標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていたことが認められることから、申立期間④の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 16 年 8 月 9 日
③ 平成 18 年 8 月 9 日
④ 平成 20 年 12 月 18 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出のあった賞与明細書により、申立人は、申立期間①から③までにおいて、事業主から賞与の支払いを受け、標準賞与額の上限（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から③までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していたか否かは、当該書類を廃棄した可能性があるため不明としているものの、当該賞与に係る保険料について

は納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①から③までの当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④については、オンライン記録によると、当該期間の標準賞与額は150万円として、平成21年1月23日に登録処理され、同年1月30日に取消処理されていることが確認できる。

しかし、年金事務所及びA社の関連会社であるB社から提出のあった「二以上事業所勤務被保険者の健康保険・厚生年金保険標準賞与額等の決定について（通知）」によると、平成21年1月30日付けで、申立人の標準賞与額が150万円と決定されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間④について、事業主は150万円の標準賞与額に相当する報酬賞与額を社会保険事務所に届け出たと認められることから、申立人の申立期間④に係る標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から12年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から12年7月まで

20歳になった頃に、国民年金保険料の振込用紙が送られてきて、催促を受けていたが、学生だったので支払うことができずにいた。そのことを祖母に話したところ、祖母が立て替えてくれたので、一緒に納付に行った。その時に未納分の保険料はまとめて支払っているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人及びその祖母共、申立期間の保険料をまとめて納付した時期及び納付金額等についての具体的な記憶は無く、納付状況が不明である。

また、申立人は、平成11年*月に20歳到達後、12年10月23日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの国民年金加入期間に係る国民年金保険料については、一度、その祖母と共にまとめて納付したほかには、納付した記憶は無いとしているところ、当該期間のうち同年8月及び同年9月の保険料については、14年9月に過年度納付されている上、その時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1053

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から5年3月まで

申立期間はA市に在住していた時期であり、国民年金保険料については、夫が、市役所の仮設庁舎に出向いて、息子の分と一緒に納付していた。息子の保険料は納付済みであるのに、私の分が未納となっていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年2月に、B市において申立人の夫と連番で払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続は、その頃、夫婦同時に行われたと考えられる上、申立人の息子の国民年金手帳記号番号は、3年11月に、A市において払い出されているが、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の住民票などから判断すると、申立人は、申立期間以降、平成5年12月30日までA市に住民登録を有していたと考えられるところ、申立人の夫は、申立人が同市に在住していた期間は、毎月又は数か月ごとに、申立人とその息子の国民年金保険料と一緒に納付していたとしているが、オンライン記録及びB市の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立期間直後の5年4月から6年1月までの期間の保険料は、同年9月に過年度保険料として遡及納付されていることが確認できる上、申立人の息子についても、オンライン記録から、平成4年度の保険料は4年4月に、5年度の保険料は5年4月に、いずれも一年度分の保険料が前納されていることが確認できるなど、申立人の夫の説明と一致する納付状況は見受けられない。

さらに、申立人の昭和61年4月及び平成2年9月から3年6月までの期間については、国民年金の第3号被保険者期間となっているところ、オンライン

記録によると、6年3月から同年4月にかけて、遡及して当該期間に係る第3号被保険者期間への種別変更処理が行われている(この種別変更処理により第3号被保険者の未納期間となったものが、7年6月に第3号被保険者納付特例により第3号被保険者の納付済み期間に訂正処理されている。)上、申立人が所持する年金手帳においても、国民年金の記録欄に昭和61年4月1日から平成3年7月21日までの国民年金被保険者資格の取得及び喪失年月日が記載されているが、そのいずれにも「平. 6. 2. 23 処理」と記載されており、申立期間を含む昭和61年4月以降の国民年金被保険者記録が、平成6年2月以降に遡及して追加されたものであることを裏付けるものとなっている。

加えて、申立人の夫は、「息子の申立期間当時の国民年金加入記録について、当初は無いとされていたにもかかわらず、後に見付かったので、妻も同様に記録が漏れているのではないか。」としているところ、オンライン記録によると、上述の申立人の息子の国民年金手帳記号番号(平成3年11月から7年3月までの期間に係る国民年金被保険者記録が管理されている。)が、平成20年1月以降に基礎年金番号に統合されていることが確認できる。しかしながら、これは、9年1月に基礎年金番号が導入された際、申立人の息子は厚生年金保険被保険者であったことから、厚生年金保険記号番号が基礎年金番号となり、それ以降、基礎年金番号に統合されていなかった国民年金手帳記号番号について、基礎年金番号への統合処理が行われたものであり、上述のとおり、申立人については6年2月に払い出された国民年金手帳記号番号のほかに記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の息子の当該統合処理が、申立期間の保険料納付を裏付けるものであるとは言い難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1054

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

平成9年8月に、市役所の担当窓口で、国民年金と国民健康保険の手続をした。その際、申立期間の国民年金保険料が納付されていないと指摘されたため、市役所内の銀行窓口で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年8月に申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、オンライン記録によると、申立期間は11年10月に国民年金の加入期間として追加されたものであり、このことを前提にすると、加入記録が追加されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられる上、加入記録が追加された時点では、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳及びA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿共、申立期間の国民年金被保険者記録は、平成7年3月31日から8年12月8日までの期間の被保険者記録が記載されている欄と9年8月1日から同年9月1日までの期間の被保険者記録が記載されている欄との間に手書きで記載されており、仮に申立期間が同年8月の時点で国民年金の加入期間とされていた場合、このように、本来記載すべき欄の間に記載することは考え難く、申立期間の被保険者記録が後から追加されたものであることを裏付けるものとなっている。

さらに、申立人から、平成8年2月26日から9年12月22日までの期間の出入金記録が確認できる預金通帳の写しが提出されているが、申立期間の国民年金保険料を納付したとする同年8月及びその前後の期間の出入金状況をみても、申立期間の保険料納付を裏付ける記録は確認できず、ほかに申立期間の

保険料納付をうかがわせる記録も見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1055

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から同年7月まで
平成2年8月に二度目の就職を予定していた会社から、厚生年金保険に加入するためには、国民年金からの切替手続が必要であると言われたので、A町（現在は、B市）の役場に出向いて、申立期間に係る国民年金の加入手続や資格喪失手続を行い、国民年金保険料も支払った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、平成2年8月に申立期間に係る国民年金被保険者資格取得及び喪失手続を行い、国民年金保険料も納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、6年12月に払い出されたものであるとみられることから、申立人の国民年金加入手続はこの頃行われたものと考えられる上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間は、平成6年12月に国民年金の加入期間として追加処理されたものであることから、追加処理が行われるまで、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられる上、B市が保管する「国民年金被保険者関係届」から、申立人が、同年同月に、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続を同時に行っていることが確認でき、オンライン記録を裏付けるものとなっているほか、追加処理が行われた時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から60年10月1日まで
昭和57年9月の資格取得時の標準報酬月額は9万2,000円であったが、58年10月及び59年10月の定時決定に係る標準報酬月額が8万6,000円に減額されている。勤務内容及び給与に変更は無かったため、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B部（現在は、A県C部）D課に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和57年9月の資格取得時において9万2,000円であるにもかかわらず、58年10月及び59年10月の定時決定で8万6,000円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等は無いため、給与に変更は無かったため納得できないとして申し立てている。

しかし、A県B部D課に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の申立期間における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

また、申立期間において、A県B部D課の厚生年金保険被保険者である同僚の標準報酬月額を調査したところ、いずれも申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なって低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A県C部に照会したところ、「当時の資料は保存期間満了のため処分しており、資料の提供はできない。」との回答があり、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 9 日から同年 2 月 22 日まで
年金手帳の加入履歴欄に、A社の資格取得日が、昭和 50 年 1 月 9 日と記載されているが、国の記録では同年 2 月 22 日に資格取得したことになっている。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間の前後において厚生年金保険の被保険者資格を取得している4人の同僚についても、雇用保険の資格取得日より後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、A社では、一部の従業員について入社と同時に厚生年金保険の資格取得手続を行っていなかったことがうかがえるところ、申立人から氏名が挙げられた同僚のうち1人から「入社当初は試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていない。私もそうだった。」と供述している。

また、A社、及び申立期間当時同社において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚に照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1690

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 21 日から同年 9 月 6 日まで
事業所発行の入社日証明書に記載されているとおり、昭和 47 年 1 月 15 日より A 社に勤務していたが、年金記録では同社の資格取得日が同年 9 月 6 日となっている。空白期間があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 47 年 1 月 15 日から申立期間についても継続して A 社に勤務していたと主張している。

申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である上、入社日証明書に記載した申立人の入社日である昭和 47 年 1 月 15 日については、事業所で保管している社員索引帳に記載されていた入社日である。」旨の回答を得た。

また、オンライン記録によると、申立人は、A 社に勤務していたとする昭和 47 年 1 月 15 日から同年 6 月 21 日までの期間について、B 社において厚生年金保険の被保険者記録がある上、同社から提出された「被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失届（確認通知書）」の記録と、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録が一致していることが確認できる。

さらに、A 社における雇用保険の記録によると、昭和 47 年 9 月 6 日資格取得、同年 11 月 14 日離職となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1691

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 19 日から同年 4 月 1 日

私は、昭和 53 年 3 月に退職しているが、同年 3 月分の給与明細書によると厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間となっていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社（現在は、B社）の退職時である昭和 53 年 3 月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていると主張している。

しかしながら、当該給与明細書に記載されている基本給及び家族手当の金額は、A社から提出された給与規程の改正履歴に記載されている金額と相違している上、同履歴から、昭和 52 年 3 月以前の規定に基づく基本給及び家族手当と一致していることが確認できる。

また、当該事業所に照会したところ、厚生年金保険料は翌月控除であると回答があったことから、仮に申立人提出の給与明細書が申立期間に係るものであるのであれば、昭和 53 年 2 月分の厚生年金保険料を控除したものと推認される。

さらに、申立人に係る雇用保険の記録及びA社が保管している人事記録の社内履歴から、申立人が同社を退職した日は昭和 53 年 3 月 18 日であることが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされて

いることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 53 年 3 月 19 日であり、申立人の主張する同年 3 月は、厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1692

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで
② 昭和 40 年 2 月 12 日から 43 年 1 月 28 日まで
③ 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 4 月 2 日まで
④ 昭和 44 年 2 月 3 日から同年 3 月 1 日まで
⑤ 昭和 44 年 6 月 5 日から 46 年 2 月 10 日まで

結婚のため昭和 46 年 2 月 10 日に A 社を退職した。脱退手当金が支給されたことになっているが、もらった覚えが無い。詳しく調べて、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間⑤の事業所を退職後の昭和 47 年 2 月 28 日に氏名変更が行われており、申立期間の脱退手当金は、同年 3 月 7 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人が勤務していた A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金を支給されたことを示す「脱」表示がある上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1693

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 6 日から 34 年 6 月 27 日まで
ねんきん特別便では脱退手当金を受給していることになっているが、受給していないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記録されている女性 57 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 6 月 27 日後 2 年以内に資格喪失し、かつ脱退手当金の受給要件を満たしている同僚 16 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 人（申立人を含む。）に支給記録があり、そのうち 6 人が資格喪失日から 6 か月以内、3 人が約 8 か月以内、1 人が 2 年後に脱退手当金の支給決定が行われている上、同事業所に照会したところ、「当時、退職者に対し、脱退手当金の説明と請求手続を行っていた。」との回答を得た。

また、申立人の当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、A 社を退職した 7 か月後の昭和 37 年 2 月 20 日に重複取消されていることが同事業所に係る被保険者名簿に記載されており、申立期間の脱退手当金が同年 4 月 13 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて厚生年金保険被保険者記号番号の変更が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1694

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 21 日から 36 年 8 月 6 日まで
② 昭和 37 年 5 月 11 日から 39 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 10 月 3 日から 40 年 2 月 3 日まで
④ 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 9 月 21 日まで

私は、脱退手当金をもらっていないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1695

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 26 日から 44 年 2 月 1 日まで
結婚のためにA社を退職した。脱退手当金を受給したとされている当時はB市からC市に住所を移し、出産を控えて動ける状態ではなく、脱退手当金を受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時居住していたとする住所が記載されている上、脱退手当金計算書等の関係書類には、支払決定通知書を当該住所地近くの郵便局に提示し、受給する扱いであったことが記載されているなど、適正な事務処理が行われていることから、支給決定通知書が同住所地に送付されたものと考えられるなど、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1696

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から29年10月25日まで
申立期間に係る脱退手当金について、受け取った記憶が無い。昭和29年12月に結婚し、住所がそれまでのA町BからC郡D村に変わり、それ以後、会社に行ったこともなく、お金をもらった記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことが記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、長期間にわたり国民年金及び厚生年金保険の被保険者期間を有していない申立人が、脱退手当金を受給した可能性は否定できず、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1697

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 5 日から 32 年 8 月 15 日まで
② 昭和 33 年 8 月 30 日から 39 年 11 月 1 日まで

私は、年金事務所からの確認ハガキにより、脱退手当金のことを初めて知った。脱退手当金を受給した記憶は無いため、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1698

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 27 日から 36 年 10 月 21 日まで
② 昭和 36 年 10 月 21 日から 40 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間について脱退手続をしたことは無く、脱退手当金をもらった記憶も無いため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していたA社の後継事業所であるB社は、当時退職者について脱退手当金の事業主による代理請求を行っていたと回答しているところ、申立人と同時期に退職した同僚は、退職時に事業所から脱退手当金を受領した旨供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和40年11月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1699

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 1 日から 41 年 8 月 21 日まで
② 昭和 46 年 7 月 1 日から 47 年 2 月 16 日まで

脱退手当金を受け取ったということだが、受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示及び「16,075」との記載があり、その数字はオンライン記録の支給額と一致している上、その支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金被保険者資格喪失日から約7か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間が同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

申立期間当時、子供も小さい上、夫が交通事故に遭い、看病や育児に忙しかった。また、夫が転職することになり、A社を辞めた。同社を退職する時に、会社の人から「厚生年金保険を脱退した。」と言われたが、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金について、申立人は、「退職時に厚生年金保険等の事務担当者から、厚生年金保険は解約したと言われた。」と供述している上、当該事業所において脱退手当金を受給した記録のある同僚も、「会社で給料計算をしていた人に手続してもらって、脱退手当金を受け取った。」と供述していることから、申立人の委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年10月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 26 日から 34 年 8 月 25 日まで
② 昭和 35 年 1 月 26 日から 37 年 1 月 14 日まで

私は、年金事務所から、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月後の昭和37年6月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。